

NPO POSSE

2024

8

季報

vol. 62

CONTENTS

- 03 会員のみなさまへ
事務局
- 04 POSSE総会報告①ー労働相談報告ー
労働相談班
- 05 POSSE総会報告②ー若者のホームレス化の実態が明らかにー
生活相談班
- 07 POSSE総会報告③ー増える移民労働者からの労災の相談ー
労働相談班
- 08 生活保護行政による劣悪施設への収容問題について記者会見をおこないました
生活相談班
- 09 POSSEで支援してきた旧優生保護法に対する裁判が最高裁で勝訴を勝ち取りました
事務局
- 10 POSSE 関連書籍情報
メディア掲載情報
- 11 活動をご支援ください！

会員みなさまへ

今年6月にはPOSSEの総会を実施し、日々取り組んでいる労働相談、生活相談、移民労働者からの相談の報告をおこないました。移民労働者からは、労災の相談が増えており、労働組合での会社への責任追及の取り組みもおこなっています。

また、最近では貧困問題に取り組む学生たちが主体となり、若者のホームレス化や劣悪な施設収容の問題を提起し、記者会見をおこないました。社会的な注目も集めています。

今年7月、長年仙台POSSEで支援をおこなってきた旧優生保護法の最高裁判決で勝訴を勝ち取りました。強制不妊手術をおこなった国の責任を初めて問う裁判を仙台地裁から提起したものです。こちらの報告も今号に載せています。

日々このような実践に取り組んでいけるのは、皆様のご寄付やご支援があるがゆえです。今後とも、ぜひご協力いただければ幸いです。

2024年8月 NPO法人POSSE 事務局



POSSE総会報告①—労働相談報告—

労働相談班

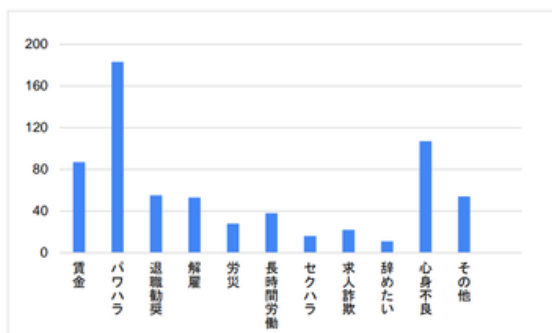
◆労働相談件数

2023年度、NPO法人POSSEに寄せられた労働相談（生活相談、外国人相談を除く）は、409件でした。電話での相談は138件、メールでの相談は31件、Googleフォームでの相談は240件でした。

◆相談内容

相談内容別（複数回答）に見ると、「パワハラ」に関する相談が最も多く、「賃金」がこれに続きます。

相談内容	件数
賃金	87
パワハラ	183
退職勧奨	55
解雇	53
労災	28
長時間労働	38
セクハラ	16
辞めたい	11
求人と実態の乖離	22
その他	54
心身不良	107



◆雇用形態

雇用形態別では、正社員からの相談が最も多く、65.1%を占めました。契約社員・派遣社員・パート・アルバイトを合計した非正規雇用の割合は29.3%でした。

正社員	233件	アルバイト	35件
契約社員	30件	個人事業主	14件
派遣	17件	その他	6件
パート	23件		

◆年齢別

今年度は、30代からの相談が最も多く寄せられました。

10代	3件	40代	180件
20代	80件	50代	54件
30代	104件	60代以上	14件

◆性別相談件数

性別	件数
女性	151
男性	186

◆産業別相談件数

産業	件数	割合	(参考) 前年度の割合
農業・漁業	2	0.6%	0.5%
鉱業・建設業	6	1.7%	5.1%
製造業	55	16.0%	13.9%
電気・ガス・熱供給・水道	2	0.6%	0.2%
情報通信業	52	15.1%	11.7%
運輸・郵便	22	6.4%	4.4%
卸売・小売業	34	9.9%	10.8%
金融・保険	14	4.1%	3.5%
不動産	5	1.5%	2.9%
学術研究・専門技術	11	3.2%	4.4%
飲食店・宿泊業	28	8.1%	6.8%
生活関連・娯楽	12	3.5%	1.5%
教育・学習支援	22	6.4%	6.9%
医療・福祉	54	15.7%	16.8%
複合サービス事業	0	0.0%	0.5%
サービス業（その他）	15	4.4%	5.5%
公務	9	2.6%	3.8%
分類不能の産業	1	0.3%	0.7%

POSSE総会報告②ー若者のホームレス化の実態が明らかにー

生活相談班

2023年度、POSSEには589件の生活相談が寄せられました。そのうち、304件が10～30代の若年層から寄せられた相談でした。今年度は、若年層から寄せられた相談を抽出して集計・分析を行いました。以下では、集計から見えた重要な論点を簡潔に報告します。

◆広義のホームレス化の広がり

POSSEに昨年度寄せられた10-30代の相談304件のうち、139件と半数近くが、ネットカフェなどの商業施設で寝泊まりしている・実家でDVを受けており安心して居られない、家賃滞納のため退去を求められている、一時的な避難のために施設に滞在しているなど、安心して住める家のない「広義のホームレス状態」にありました。

・現在の住居の状況 (N=304)

	件数	割合
住居（持ち家・賃貸住宅）が確保されている	92	30.3
住居に住んでいるが、同居人からの暴力等で安心して暮らせない	79	26.0
家賃滞納のため退去を求められている	6	2.0
路上生活	7	2.3
ネットカフェ等商業施設	11	3.6
友人宅等に居候	13	4.3
無料低額宿泊所等の施設	15	4.9
簡易宿泊所	2	0.7
その他のホームレス	6	2.0
その他（ホームレス以外）	6	2.0
不明	67	22.0
総計	304	100.0

→広義のホームレス状態にある相談が139件、45.7%あることがわかる。

◆若者のホームレス化の背景 雇用は不安定だが、家族にも頼れない

若年層の「ホームレス化」の背景には、「雇用にも家族にも頼れない」という現状があります。非正規雇用や「ブラック企業」の広がりによって、就労によって自立することが困難です。その一方で家族からのDVがある場合、安心して実家に留まることもできないという状況の中で、若者たちはホームレス状態に陥っています。

・住居喪失の要因 (N=139) *複数回答可

	件数	割合
低賃金	11	8.3
失業	14	10.5
親からの虐待	88	66.2
パートナーからのDV	5	3.8
その他	13	9.8

◆行政の対応の問題点

住居が不安定な若者が安心できる家を確保するためには、生活保護の活用が不可欠です。しかし、集計では福祉事務所に行ったことのある相談者108人のうち81人、75%もの人が何らかの違法行為や問題行為を経験していました。「貧困ビジネス」として問題にされることもある劣悪な施設を案内されるなどの違法な窓口対応によって、生活保護の利用が困難になっている現状が見えてきます。

・生活保護行政の問題 (N=108)

*福祉事務所に行ったことが「一回以上ある」に該当する 108 件を母数とする。

*複数回答可。

		件数	割合 (N=108)
受給前	水際作戦	20	18.5
	保護開始しない	5	4.6
	扶養照会	6	5.6
	申請取り下げ	3	2.8
受給後	就労指導	7	6.5
	施設・貧困ビジネス	15	13.9
	転宅・移管	17	15.7
	制度を使わせない	17	15.7
	「不正受給」	0	0.0
	不当な収入認定	0	0.0
	自動車保有	3	2.8
	辞退強要	1	0.9
	不当な停廃止	4	3.7
	パワハラ・いじめ	12	11.1
	その他	13	12.0

・稼働能力を理由とした水際作戦

母子家庭で育つも小学校の頃は学校に行けなくなり、2年間児童養護施設に入所していた。その施設では職員から毎日のように殴られたり怒鳴られたりしていた。地元の高校を卒業後、介護の仕事をしていたが手に根性焼きを付けられるなどのいじめに職場で遭い退職。退職後は母親から「大学に行かないのなら家になくていい」と言われ、東京に来る。上京後、パチンコ屋や交通整理などの仕事に就いたが、以前の職場での記憶がフラッシュバックし短期間で退職。その後はパートナーや東京にいる実父から援助を受けてきたが、パートナーに関係を切れ、実父からの援助も困難になり、生活保護の申請に行ったが「若いから働ける」と言われハローワークを勧められて、申請することができなかった。

・扶養照会の誤った運用による水際作戦

父が酒を飲むと怒りやすく、幼少期には血を地面にたたきつけて追いかけてくるなどの虐待を受けた経験もあり、実家にいられない。また、家に押しかけられる恐怖心がある。そのような状況にもかかわらず、生活保護の申請に行くと、つい最近まで支援を受けていたことから扶養照会をすることは絶対条件であるかのような対応をされた。

・施設入所の事実上の「強制」による水際作戦

ネグレクトなどがあり、家族とは10年以上音信不通である。8年ほど住所不定状態で、日雇いの仕事で食いつなぎながら、ネットカフェや路上、知人宅を転々としている。都内の福祉事務所生活保護を申請しようとしたが、「無料低額宿泊所に入らなかったらどこへ行くのか」と施設入所が申請の条件のように言われた。

父親がアルコール依存症、母親がヒステリーで、幼少期から暴力を受けているため実家を出たい。高校卒業後、「家に5万円くらい入れる」と親に言われていたため飲食店でアルバイトをしていたが、私物を盗られる、蹴られる、無視され仕事を教えてもらえない、などのいじめに職場で遭い、さらに交通事故によって仕事を覚えることが難しくなり解雇された。実家においても食事は出されないため自分で買って食べているが、収入がなく困窮している。両親からは「家を出ていけ」と言われた。生活保護の申請に行ったら無料低額宿泊所を紹介され、それを拒否すると、「無料低額宿泊所に入らなければ住所がないからだめだ」「申請はやめた方がいい」と言われ、申請書だけをもらって帰った。

・行政の紹介により施設に入所したが、環境が劣悪

→施設入所の「強制」により生活保護の利用を諦めざるを得ない背景には、行政によって紹介される施設が非常に劣悪な環境にある場合が多いことが挙げられます。

都内の簡易宿泊所からアパート転宅をしたい。門限が決まっており、お風呂も共同で自由が制限されている。また、部屋は3畳と狭く、空調設備がないため冬は施設にいられないほど厳しい寒さとなる。転宅のための書類を準備したが、行政手続き後しか確定することができない入居日を書いていないという不当な理由で受理されなかった。

◆まとめ：ホームレス化の広がりとは水際作戦の横行

安心した家を持たない若者たちが生活基盤を取り戻すには、生活保護の活用が不可欠です。しかし、生活保護の窓口では、水際作戦や劣悪な施設への入所の強要など、違法な対応が横行しており、生活保護が受給できない、あるいは受給後も権利が守られない事態が生じていることがわかります。

特に、近年は住居のない人に対して、居候状態やネットカフェからの申請を認めず、生活保護受給の条件として無料低額宿泊所などの施設への入所を強要する事例が多く見られます。今後も私たちは、こうした対応を是正させるための申請同行、記者会見等を通じた社会的な働きかけを行っていく予定です。

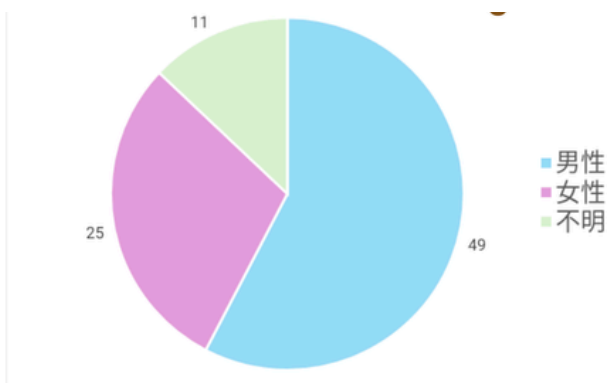
POSSE総会報告③ー増える移民労働者からの労災の相談ー

労働相談班

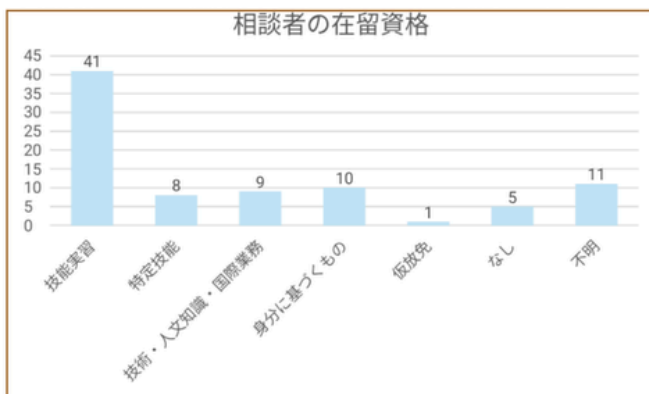
◆移民労働者からの相談の実態

2023年度は、85件の外国人相談が寄せられました。

性別で見ると、男性49人、女性25人、不明11人でした。



在留資格別で見ると、技能実習生からの相談が41件と多数を占めました。



出身国・地域別で見ると、ベトナム出身の相談者が多数を占めました。なお、以下のグラフに反映されていないイギリス、アメリカ、バングラデシュ、ニュージーランド、パキスタン、ナイジェリア、モンゴルからも1件ずつ相談が寄せられています（出身国不明が16件）。なお、相談経路としては、そのほとんどがSNS（Facebook）を通じて寄せられました。

◆増える移民労働者の労災

特に労働災害に関する相談が増えています。全体的にみても外国人労働者の労災事故は年々増加傾向にあり、全労働者の千人率（1000人あたりの労災事故発生件数）が2.36であるのに対して、外国人労働者のそれは2.77、技能実習生に限ると4.10、特定技能は4.31と極めて高頻度で労災事故が起きていることが明らかになっています（厚生労働省 2023年度外国人労働者の労働災害発生状況）。その背景には、最初から使い捨てを念頭に置いて職場に配置しているがゆえに十分な安全教育を講じていない場合や、仮に事故が起きても民事的な補償の支払いを拒否することで「コストカット」という労務管理戦略を企業側が講じていることがあげられます。

例えば、埼玉県にある韓国のを作る食品製造工場で働いている20歳代のベトナム人女性技能実習生は、機械に手を挟まれて、右手を切断する大怪我を負いました。機械には安全装置が設置されておらず、また機械の説明は日本語のみで行われていたために事故が起きました。本人は4ヶ月間も入院し、今後は義手を作る必要がありますが、会社は「本人が勝手に手を入れた」と責任を否定して、民事賠償の支払いを拒否しています。

すでに、2024年度は2023年度を上回るペースでの相談が寄せられており、日本で働く外国人労働者が毎年のように過去最多を更新していくなかで、声を上げづらい移民労働者からの相談に対応し、解決を目指していきます。

生活保護行政による劣悪施設への収容問題について記者会見をおこないました

生活相談班

7月29日、学生スタッフや当事者らが、厚生労働省において記者会見をおこない、生活保護の窓口を訪れたホームレス状態の人たちが劣悪な環境の施設に収容されている実態を報告しました。

◆貧困者の劣悪施設への収容

今年に入ってから、新宿区役所で生活保護申請をした人が、環境が低劣な「ゲストハウス」に入所させられるという事案が2つ続きました。施設の環境は、個室にエアコンがなく狭い、床にカビが生えている、壁はタバコのヤニで変色、ネズミが出たという張り紙がされているといったものです。

これは決して珍しい相談ではありません。近年、私たちの相談窓口には、生活保護を受ける際、行政によって劣悪な施設を案内される人が増加しています。施設の種別は、無料低額宿泊所（無低）や、生活保護受給者を主なターゲットとした「ゲストハウス」、簡易宿泊所などの民間施設など様々です。

◆学生と当事者が生存権を奪う行政の実態を問題提起

今回の会見では、支援にあたっている学生ボランティア等が、入所していた当事者とともに、施設の環境や行政の対応の問題点について提起しました。会見に出席した当事者の男性（40代）は、

「部屋に入った瞬間、安心していただけが青ざめた」「生活保護受給者にも命があることを忘れずにいてもらいたい」と訴えました。

POSSEの学生ボランティアらは「このような劣悪な施設に申請者を案内するのは、生存権の侵害だ」と訴えました。その上で、施設への入所が条件化されていることが、相談者に生活保護申請を諦めさせる「水際作戦」として機能してしまっていることの問題点を指摘しました。その上で、ネットカフェや居候状態での申請を認めるとともに、アパート転宅を全ての人に案内するよう求めました。



POSSEで支援してきた旧優生保護法に対する裁判が最高裁で勝訴を勝ち取りました

事務局

2024年7月3日、旧優生保護法に対する国家賠償訴訟で、ついに最高裁判所が国の責任を認めました。POSSEでは、旧優生保護法のもとで強制不妊手術を受けた当事者が、日本で初めての国家賠償訴訟を仙台地裁にて提起して以来、裁判傍聴支援や署名集めなど、支援活動に携わってきました。

◆一つの電話相談からはじまった、全国初の強制不妊手術の責任を問う裁判

今回の裁判提起のきっかけとなったのは、生活相談会に当事者から寄せられたひとつの相談でした。そこで強制不妊手術の実態を知り衝撃を受けた新里弁護士は、日本弁護士連合会に人権救済申し立てをおこないました。

それまで同法のもとでの強制不妊手術の実態は、大部分闇に葬り去られてきました。その一つの大きな理由は、違法行為から20年間で過ぎてしまえば、損害賠償を請求する権利を失うという民法上の規定（「除斥期間」と呼ばれる）が適用されてきたことです。

多くの被害者が年若い頃に強制不妊手術であることを知らされないままに手術を受け、年を取ってからその事実を知ることが多いのですが、その時点で裁判を提起しようとしても、この規定を理由に多くの弁護士が裁判を諦めてきたのです。そのため、強制不妊手術の実態が社会化されることは少ない状況となってきました。今回の裁判提起は、こうした状況を突破しようとするものでした。

◆全国的な社会運動へと発展、勝訴判決を勝ち取る

仙台から裁判を提起した当事者の姿を見て、全国各地で多くの人々が裁判を起こしはじめ、全国的な運動に発展していきました。最初の裁判提起は、仙台地裁では敗訴であったものの、そこからさらに運動のネットワークを広げるなかで、今回ついに勝訴判決を勝ち取りました。

一方で、日常生活において、障害者差別や優生思想はいまだ根強く残っています。今回の闘いに終わらせずに、不正義の一つひとつに声を上げる闘いを積み重ねていく必要があるでしょう。



メディア情報

POSSEの活動はさまざまなメディアに取り上げられています。以下はその一部です。

・2024.07.29

東京新聞「生活保護を申請したら「カビとほこりだらけ」の部屋に… NPO「行政がこんな施設に追い込むなんて」と批判」で、生活保護行政で案内される施設の問題についての記者会見の様子が取り上げられました

・2024.07.29

AERA「「レジにイスを」要望したのは大学生「座っててもいいじゃん」から始まった“働く側”から声を上げる意味」に、今野晴貴代表理事のコメントが掲載されました

・2024.08.02

朝日新聞「若者の早期退職 「脱出」「相談」のススメ 労働相談から見える課題」で、POSSEの坂倉昇平理事がコメントしています

・2024.08.06

ABEMA Times「「見えない若者のホームレス化」が急増！背景に「毒親」「低賃金」「穴だらけの生活保護」か」で、POSSE理事の岩本菜々がコメントしています

SNS／ブログ



X(旧Twitter)

POSSE Volunteer



@posse_volunteer

代表 今野



@konno_haruki

事務局長 渡辺



@Hiroto_1988

雑誌『POSSE』
編集部



@POSSE_mag



Instagram



@npo_posse



Facebook



BLOG

POSSE



仙台POSSE



活動をご支援ください！

いただいたご寄付はこのような取り組みに使わせていただきます。



労働相談

賃金未払い、解雇、退職強要、パワハラ・セクハラ、有給休暇、産休・育休の取得、労災など、仕事に関する悩みや相談を無料で電話・メールにて受け付けています。事務所近辺にお住まいの方には来所での相談も行っています。ボランティアスタッフが担当を持ち回り、年間1,000件以上の労働相談に対応しています。

ご寄付は相談対応の電話料金やホットライン開催の宣伝費、相談者の方の交通費、その他集計作業に必要な事務用品費などに使用させていただきます。

生活相談

「生活に困窮し、所持金が底をつきそう」「収入が低いため奨学金の返済ができず、困っている」といった生活にお困りの方からの相談を無料で電話・メール・来所にて受け付けています。

内容とご相談された方のご希望をお聞きしたうえで、雇用保険・奨学金・生活保護・住宅制度など福祉制度の活用方法について情報提供を行うほか、申請同行をはじめとする制度活用のサポートも行っています。

ご寄付は相談対応の電話料金や申請同行の際の交通費などに使用させていただきます。



労働法教育

学校教育ではたらくことに関するルールを学ぶ機会はほとんどありません。そこで、具体的なケースを用いて、単なる知識ではなく使い方も含めた違法状態に対処するための実践的な知識や解決策・相談窓口の提供を、全国の中高生・大学生・教職員の方に行っています。

ご寄付は全国へ出張授業を行うための交通費や労働法教育ハンドブックの印刷代などに使用させていただきます。

ご寄付の方法

銀行振込・郵便振替・クレジットカードにて受け付けております。
一口1,000円～（何口でもご寄付いただけます）

銀行振込

銀行名：みずほ銀行
支店名：経堂支店（736）
口座番号：普通・1075875
口座名義：特定非営利活動法人POSSE
名義カナ：トクヒ）ポツセ

郵便振替

口座番号：00160-8-536722
口座名義：特定非営利活動法人POSSE
※本季報に挟み込まれている払込取扱票
をご使用いただくと便利です。

※銀行振込にて寄付をご入金いただいた場合は、affairs@npoposse.jpまでご一報いただけますと幸いです。

※クレジットカードによる寄付はホームページ（<http://www.npoposse.jp/bokindeshiensuru>）にて受け付けております。



【特集】若者の「退職ブーム」は本当なのか？——働き方改革／キャリア形成／ブルシットジョブ

◆対談

「ブラック企業」から「ゆるい職場」の時代が変わったのか？
——職場を改善させる「退職」以外の方法とは
古屋星斗（リクルートワークス研究所主任研究員）×今野晴貴
（NPO法人POSSE代表）

◆インタビュー

「退職代行サービス」の急増、若者の「早期退職」の背後で何が起きているのか？
中村天江（連合総研主幹研究員）

◆インタビュー

子どもには大学進学よりも「手に職を」?!
——低所得層家族の教育戦略の変化
小澤浩明（東洋大学社会学部教授）

◆座談会

「もう働きたくない！」
——労働者が「脱出」するための運動を
竹信三恵子（ジャーナリスト／和光大学名誉教授）×今野晴貴
（NPO法人POSSE代表）×渡辺寛人（NPO法人POSSE事務局長／本誌編集長）×坂倉昇平（総合サポートユニオン執行委員）

【単発】

◆対談

「エッセンシャルワーカー」という対抗言説を社会運動へ
——ドイツの飲食チェーンと日本の現状から考える戦略
田中洋子（筑波大学名誉教授）×今野晴貴（NPO法人POSSE代表）

【連載】

◆困窮する移民・難民の生存権を求めて
第4回 困窮する移民・難民の支援マニュアル（上）——生活保護を中心に
大澤優真（つくろい東京ファンド／北関東医療相談会）

◆スポーツとブラック企業
第18回 スポーツをいくらで楽しむのか問題
常見陽平（千葉商科大学准教授）

POSSE [ポッセ]とは？

雑誌『POSSE』は、NPO法人POSSEが発行している日本で唯一の若者による労働問題に関する雑誌です。労働問題、貧困問題の現状に着目したルポルタージュや現場で活動されている方へのインタビュー、研究者の方による現状分析など、幅広い論考を掲載しています。



バックナンバーは
こちらからチェック！